第３号の３様式(第５条関係)

（表）

市営住宅連絡人変更届

年　　月　　日

（宛先）上越市長

　上越市営住宅条例第１２条第１項第３号及び上越市営住宅条例施行規則第５条第１項の規定により、届け出た連絡人に変更があったことから、連絡人の承諾を得たうえで、本書を提出します。

　また、上越市営住宅条例第１２条第１項の規定により、連絡人は、市長が定める役割を担うことについて同意します。

入居者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

記

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 住宅 | 　　　　　　　住宅　　　棟　　　号室 | 駐車場 | 　　　　　番区画 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 連絡人 | 住所 |  |
| 氏名 | 署名又は記名押印 | 入居者との関係 |  |
| 電話 | 自宅携帯勤務先（名称・住所） |

　※裏面の内容を確認のうえ、記入してください。

　※住所、電話の変更のみの場合は、連絡人の押印は不要です。

（裏）

上越市営住宅条例抜粋

（入居の手続）

第１２条　入居決定者は、決定の通知があった日から１０日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

⑴及び⑵　略

⑶　市長が別に定める役割を担うことができる連絡人１人を記載した市営住宅連絡人届を提出すること。

上越市営住宅条例施行規則抜粋

（連絡人）

第５条　条例第１２条第１項第３号に規定する連絡人（以下「連絡人」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とし、条例第１２条第１項第３号の届は、市営住宅連絡人届（第３号の２様式）によるものとする。

⑴　市から入居者への連絡が困難である場合において、入居者との連絡をとることができる者であること。

⑵　入居者に関する安否の確認等緊急時において、協力することができる者であること。

⑶　入居者が市に提出する届出等の各種手続に協力することができる者であること。

⑷　入居者に家賃及び駐車場使用料の滞納があるときに、納付の督促をすることができる者であること。

２　入居者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに新たな連絡人を定め、市営住宅連絡人変更届（第３号の３様式）を市長に提出しなければならない。

⑴　連絡人が死亡したとき。

⑵　連絡人が前項の規定による役割を担うことができなくなったとき。

３　入居者は、連絡人が住所を変更したときは、速やかに市長に届け出なければならない。